

令和6年能登半島地震の発生に伴う令和6年度静岡大学入学者選抜における対応について

令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
静岡大学では、被災された方に対して以下のとおり対応してまいります。
また、被災した入学志願者の方の経済的負担を軽減し、進学機会の確保を図るために、入学者選抜試験において入学検定料の特別措置を講じます。

1. 令和6年度入学者選抜の実施日程について

以下の令和6年度入学者選抜については、当初の日程どおり実施します。

- 学部入試
 - ・ 一般選抜（前期日程・後期日程）
 - ・ 大学入学共通テストを課す学校推薦型選抜
 - ・ 大学入学共通テストを課す総合型選抜
 - ・ 社会人選抜（第2期）
 - ・ 私費外国人留学生選抜

※ 大学院入試についても、今後実施を予定している入試は、当初の日程どおり実施する予定です。

2. 出願手続について

以下の（1）及び（2）の事情により、出願期限までに出願手続が困難な場合は、各入学者選抜の出願期限の3日前までに、静岡大学学務部入試課までご連絡ください。

※ 大学院入試については、別途各部局にお問い合わせください。

（1）インターネットによる出願、及び出願書類を郵送することが困難な場合。

- ・ メール又はFAXでの提出を可とします。

（2）在籍（又は在籍した）学校の調査書や卒業証明書等、高等学校卒業程度認定試験の合格証明書等、及びその他の証明書類が提出できない場合。

- ・ 出願期間終了後の提出を可とします。
提出期限は、各入学者選抜の試験実施日の3日前までとします。

3. 入学検定料について

入学志願者又は学資負担者が災害により被災された場合は、申請に基づき、入学検定料の特別措置（免除又は返還）を講じます。申請される方は、出願前に必ず静岡大学学務部入試課までご連絡ください。

対象となる災害は、本学の学部及び大学院の入学者選抜の出願期限から過去3年以内に、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた地域において発生した災害、及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に基づき、激甚災害として政令で指定された災害。

対象となる入学志願者は、次の①又は②のいずれかに該当し、その証明が得られる方とします。

- ①入学志願者又は学資負担者が災害により被災し、被災時の自宅家屋が全壊(流失を含む。)、大規模半壊又は半壊した場合 **【罹災証明書：コピー可】**
- ②学資負担者が災害により、死亡又は行方不明の場合 **【死亡又は行方不明を証明する書類：コピー可】**

※ 期日までに証明書の提出が間に合わない場合は、本人もしくは学資負担者の現住所を示すもの、及び被災状況の写真(損壊した建物の写真)等により対応します。

・申請方法

提出書類：上記の証明書等と『入学検定料特別措置申請書(クリックでダウンロード)』

申請期限：(ア)免除申請の場合は、各入学者選抜の出願期限まで
(イ)返還申請の場合は、令和6年3月8日(金)まで

4. その他

・入学手続について

入学手続締切日までに入学手続が困難な場合は、静岡大学学務部入試課までご連絡ください。

・入学料・授業料について

災害罹災、学資負担者死亡の場合、静岡大学独自の授業料免除等に申請することができます。

生計維持者死亡・非自発的失職等の場合、日本学生支援機構「給付」奨学金「家計急変採用」に申請し、給付奨学金の支給及び授業料等免除の支援を受けることができます。

担当窓口 学務部学生生活課 TEL：054-238-4460

5. 問合せ先・提出先

〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836

静岡大学学務部入試課

- ・TEL：054 - 238 - 4465
- ・FAX：054 - 237 - 2024
- ・メールアドレス：nyushi@adb.shizuoka.ac.jp